

報道関係者 各位

平成 31 年 4 月 16 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 八木公代

(直通電話) 03-5403-2168

### 神奈川歯科大学不当労働行為再審査事件 (平成 29 年(不再)第 33 号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 岩村正彦）は、平成 31 年 4 月 15 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

#### 【命令のポイント】

～休職中の A に対し、復職を認めなかったことは、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に当たるが、休職を理由に賞与を支給しなかったことは、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為には当たらないとした事案～

法人が、A に対し、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 10 月 9 日までの間、復職を認めなかったことは、A が組合員であることを理由としたもので、組合の弱体化を図ったものということができ、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に当たる。

また、法人が、A に対し、休職を理由に 25 年夏季賞与を支払わなかったことは、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為には当たらない。

#### I 当事者

##### 再審査申立人

神奈川歯科大学（「法人」）（神奈川県横須賀市）

教職員数 1,078 名（平成 28 年 10 月現在）

##### 再審査被申立人

ユニオンヨコスカ（「組合」）（神奈川県横須賀市）

組合員数 52 名（平成 30 年 7 月現在）

#### II 事案の概要

- 1 本件は、法人が、①平成 25 年 4 月 10 日付けの休職命令（25 年休職命令）によって休職中であった組合員 A に対し、(a) A から就労可能であるとの診断書が提出された後も復職を認めなかったこと、(b) 休職を理由に賃金を減額し、同年 6 月支給分の賞与（25 年夏季賞与）を支給しなかったこと、(c) 休職期間満了後、出向や自宅待機を命じたこと、②休職命令の撤回等に関する団体交渉に誠実に応じなかったことが不当労働行為であるとして、神奈川県労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審神奈川県労委は、上記①(a)(b) 及び②は不当労働行為に当たるとして、法人に休職期間中の賃金差額及び賞与に係るバックペイ並びに文書手交を命じたところ、法人は、これを不服として、再審査を申し立てた。

#### III 命令の概要

##### 1 主文の要旨

- (1) 初審命令を変更し、文書交付を命じ、その余の本件救済申立てを棄却する。
- (2) その余の本件再審査申立てを棄却する。

##### 2 判断の要旨

**(1) Aに対し、平成25年7月1日から平成26年10月9日までの間、復職を認めなかつたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか（争点1）**

Aの復職要求をめぐって、労使間の対立が深刻化し、法人は、組合活動が活発化し、休職していたAの復職により組合の影響力が拡大することを警戒していたことがうかがわれる。このように緊張した労使関係の下で、法人がAから相応の医学的根拠のある一連の診断書及び復職願いが出されたにもかかわらず、25年7月1日から26年10月9日までの間、合理的な理由もなく復職要求を認めなかつたことは、Aの休職を継続させることにより、A及び組合の影響力を職場から排除しようとしたものであり、組合を嫌悪してなされたものとみるのが相当であり、かかる法人の対応は、Aが組合員であることを理由としたものであり、また、組合の弱体化を図ったものといえることから、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たる。

**(2) Aに対し 25年夏季賞与を支払わなかつたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるか（争点2）**

法人が理事会でAに対する25年夏季賞与の不支給を決定した25年6月5日当時の労使関係をみると、従前からAの勤務場所、勤務内容をめぐる対立はあったものの、組合やAは休職自体を一旦受け入れていたものとみられ、復職の要求が具体化するのは、Aが就労可能であるということについて相応の医学的根拠のある診断書を提出して復職を求めた同年6月14日以降であるから、同月5日の時点までに、労使対立が深刻化するに至っていたとは認められない。他方で、賞与の支給の可否について理事会に一定の裁量が認められているものと解されるところ、法人からみてAが看護師としての労働義務を十全に履行していたとはい難いことや、25年休職命令が不合理であったとまではいえないことを踏まえると、法人が、25年休職命令により休職中であるAに対し、25年夏季賞与を不支給としたことが格別不合理であったとはいえない。以上によれば、Aの組合所属又は組合活動がなければ法人はAに当該賞与を支払っていたであろうと認めるることはできず、法人が、Aに対し、25年夏季賞与を支払わなかつたことは、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為には当たらない。

**(3) 平成25年4月22日の第4回団体交渉及び平成26年1月31日の第5回団体交渉における法人の対応は、労組法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるか（争点3）**

第4回団体交渉における法人の対応については不誠実であったとまではいえないが、第5回団体交渉における法人の対応については、Aの復職に関連した組合の要求に対して具体的な回答をしなかつたことは不誠実であり、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるとともに、上記(1)で判断したAの復職を認めなかつた法人の対応と一連のものといえ、Aの復職に向けた組合の活動を妨害するものであるから、労組法第7条第3号の不当労働行為にも当たる。

**(4) 救済方法について**

上記(1)については、法人は、Aが提起した未払賃金請求訴訟の確定判決に基づいて、平成25年7月から平成26年10月までの各月分の未払賃金を支払っていることからすると、法人がAの復職を認めなかつたことによるAの経済的損害は既に回復されているといえ、さらに、本件に現れた一切の事情も併せ鑑みれば、バックペイを命じる必要はなく、文書交付のみ命じるものとする。また、上記(3)の第5回団体交渉における法人の不誠実な対応についても、文書交付を命じるものとする。

**【参考】初審救済申立日 平成26年2月20日（神奈川県労委平成26年(不)第7号）**

初審命令交付日 平成29年6月13日

再審査申立日 平成29年6月19日（法人）